

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008長第35号	
事故等名	油送船第二十八龍洋丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年2月19日06時30分ごろ	
発生場所	熊本県八代港 八代港防波堤灯台から真方位201° 1, 250m (北緯32° 30' 15"、東経130° 31' 40")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月1日 長崎・地方事故調査官が海難報告書を精査のうえ、船舶所有者から電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	油送船 第二十八龍洋丸 699トン	
船種・船名・総トン数	133467	
船舶番号(IMO 番号)	大鷹海運株式会社	
船舶所有者等		
船種・船名・総トン数		
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)	
負傷者	負傷者 なし	
損傷	推進器及び船底に擦過傷及び凹損	
事故等の経過	本船は、A重油を積載して水島港を発し、熊本県八代港に入港し、錨地で待機したのち、抜錨して同港の油槽所棧橋に向けて掘り下げ水路を北上中、船首方を漁船が左方に横切り、同水路上に停留したため、右舵を取って避航しようとしたところ、水路を外れ、平成20年2月19日06時30分ごろ、浅所に船底が接触した。 当時、天候は晴で、風力2の北西風が吹いていた。 後日、上架したところ、船尾船底に凹損を生じていた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	狭い掘り下げ水路において、前路で停留した漁船を避航する場合、小角度の転舵によるべきところ、本船は大角度の転舵により水路を外れ浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が大角度の転舵で水路を外れたため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	